

デジサポにおける広報例(ホームページ)

デジタルテレビ受信のお手伝い
デジサポ
総務省
テレビ受信者支援センター

765日。

受信障害対策共聴施設の改修経費に対する助成金のお知らせ

受信障害対策共聴施設の改修経費に対する助成金のお知らせ

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

助成の概要 平成21年度 助成金交付要綱

ポイント1 地上デジタル放送を受信するためのテレビ受信機等は、地上アナログ放送と同様に視聴者が自己負担することが基本です。また、アンテナ工事等が必要になる場合についても、それぞれ自己負担で実施することが基本です。

ポイント2 戸建て住宅のアンテナ交換等に要する工事費は、一般的に3万5千円程度で実施できることが多いことに対して、地上アナログ放送の受信障害解消を目的に設置された共聴施設をデジタル対応に改修または置換する工事は、さらに高額になる場合があることが想定されます。

ポイント3 助成額は、総経費^{※1}が「加入世帯数×3.5万円」の2倍以上の場合と、2倍未満の場合とで計算式が異なります。前者の場合には総経費の半額を助成します。(総経費が「加入世帯数×3.5万円以下」の場合は助成対象外となります。)

^{※1}: 地上デジタル対応に不可欠な改修または置換する部分の工事経費

① 経費が「加入世帯数×3.5万円の2倍以上」の場合

助成対象経費 = 総経費

国(助成対象経費の1/2)	施設管理者等(助成対象経費の1/2)
---------------	--------------------

② 経費が「加入世帯数×3.5万円の2倍未満」の場合

助成対象経費^{※2}

国(助成対象経費の1/2) (総経費 - 3.5万円 × 加入世帯数)	施設管理者等 (3.5万円 × 加入世帯数)
--	---------------------------

^{※2}: 総経費から加入世帯数に3.5万円を乗じて得た額を差し引いた額の2倍

計算例

例: 改修総経費が加入世帯数×3.5万円の2倍以上の場合
改修総経費が700万円で加入世帯数が70であったとすると、施設管理者等の負担は、改修総経費が加入世帯数×3.5万円の2倍(490万円)以上ですので、改修総経費の半額の350万円の助成となります。
7,000,000 ÷ 2 = 3,500,000円

地上デジタル放送に関するお問い合わせ
0570-07-0101
総務省 地上デジタル放送受信相談センター

気をつけて! 悪質商法
地デジ詐欺に注意
クリック

URL: <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>